



鳥取県公報

平成 26 年 2 月 20 日 (木)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (97) (経営支援課)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (98) (水産課)	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (99) (〃)	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (100) (〃)	4

告示

鳥取県告示第97号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成26年2月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成26年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
1 略	1 略									
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">利子補給率を上乗せする資金</td><td style="padding: 2px;">上乗せする率</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.20パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.20パーセント</td></tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">利子補給率を上乗せする資金</td><td style="padding: 2px;">上乗せする率</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.25パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.25パーセント</td></tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.25パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント									
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.25パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.225パーセント</td></tr> </table>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超える10年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.275パーセント</td></tr> </table>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超える10年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年を超える9年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.275パーセント</td></tr> </table>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超える9年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント		
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超える10年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超える9年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超える12年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.325パーセント</td></tr> </table>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超える12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超える11年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.325パーセント</td></tr> </table>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超える11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント					
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超える12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超える11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント									

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超える <u>14年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> を超える <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超える <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.45パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.45パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.50パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.50パーセント

鳥取県告示第98号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成26年2月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成26年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.45パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.50パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの

鳥取県告示第99号

平成 8 年鳥取県告示第 251 号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成 26 年 2 月 20 日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成 26 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 0.90 パーセント	略	年 1.0 パーセント	略

鳥取県告示第 100 号

平成 8 年鳥取県告示第 252 号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成 26 年 2 月 20 日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成 26 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第 3 号の資金	年 0.90 パーセント	略	規則別表第 3 号の資金	年 1.0 パーセント	略
規則別表第 7 号の資金	年 1.525 パーセント	略	規則別表第 7 号の資金	年 1.625 パーセント	略
その他の資金	年 0.90 パーセント	略	その他の資金	年 1.0 パーセント	略